(前略)

- (学生割引証)
- 第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購 入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又 は指定番号・部科及び学年(又は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下 「証明書」という。) の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による 教育を行う学校にあっては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信によ る教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)、学校 名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校 学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記 入して提出するものとする。

改正 (前略)

- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。
- 一般学校用



(この知己証の使用上の注意) (0) 服务数据会社会程序学校 通信数据会学校专协人。) の学生又は生徒(12 7天典の者を扱く。) 八 片道の信葉 キャゴ 1000 キャノートルを超える区間を旅行する場合 は、別引き過失率を引入1回に限って購入できます。 ◎ この割引証は、賃付開始前に限って使用できま 69 中印の棚1、世月老がインモで記入(東京寺の様型 は、該当のものを○で囲む。) してください。 (食 英型の構具所の事用(よわく内を聞く、) は、歴刊 者において記入し、又は押印していないものは、然 69 発行者の記入する事項を訂正したときは、その指例 に発行者の機能、使用者の記入する事項を打正した ときは、その衛州に使用者の提用がないものは、他 49 この毎日返往、記名人に集って毎日できます。但し 記念人であっても使用資準を失った後は、使用でき (7) この割引返によって購入した割引者逐業を多は、こ の無引託の記名人以外の者は、使用できません。 60 この別目形によって購入した別目を送来来告は、所 定の証明書を携帯しないときは、使用できません。 又、証明書は、併員の錦木があるときは、気中して 包針 この割引送の有効解除は、発行のほから変配の有効 期間まで (5周月間) です。

寒

#### (学生割引証)

- 第29条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購 入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又 は指定番号・部科及び学年(又は年次)・学生証、生徒証又は児童証等(以下 「証明書」という。)の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限(通信による 教育を行う学校にあっては、有効期間)・発行年月日・学校所在地(通信によ る教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。)、学校 名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校 学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間及び乗車券の種類を記 入して提出するものとする。
- 2 学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

## 一般学校用





- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
  - (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用



(この割引証の使用上の注意) (1) 原本物語会社の研究や扱のうち通信教育によるや 校の学生又は生命が 万道の営業をおが 100 をはき ートルを超える区間を貸行する場合は、別引音通楽 道路を 1 人1 同じ関って購入でかませ、 ② この割引款は、別行関始前に限って使用できま (D) 専用の確は、使用者がインキで記入(乗車券の種類 日、該当のものを○で囲む。) してください。 (4) 泰宗の僕以外の事項(太わく内を除く。) は、発行 者において記入し、又は押印していないものは、使 用できません。 (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その信託 に毎行者の場合、使用者の記入する事項を訂正した ときは、その個所に使用者の認知がないものは、使 用できません。 69 この物引証は、記名人に限って使用できます。私し、 記名人であっても使用資料を失った後は、使用でき (7) この割引設によって購入した割引を過剰率等は、こ の割引証の記名人以外の者は、使用できません。 60 この物別部によって購入した物別の消費素取れ、所 宮の証明素を構造しないときは、使用できません。 又、証明書は、保持の請求があるときは弘治してく (6) この新引託の有効期間は、表記の期間(面積授業又 は試験期間の初日の10 日前から終了日の5日後ま

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
  - (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地 上部に面接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面 接授業又は試験会場所在地住所を記入する。
  - (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、 当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の 改正

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
  - (2) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

通信教育学校用



寒 (この割引証の使用上の注意) (1) 原本教訓会社の研究学校のうち通信教育による学 校の学生又は生産が 万道の営業をロが 100 キロメ 一とから終える区間を貸付する場合は、無付非済乗 道路を 1 人1 回じ限って購入できます。 69 この部別記は、独行開始前に限って使用できま (1) 泰印の横は、使用者がインキで記入(東京多の種類 は、故当のものを○で囲む。) してください。 (4) 奈印の横以外の事項 (大わく内を除く。) は、発行 者において記入し、又は押印していないものは、何 用できません (5) 単行者の記入する事項を打正したときは、その保証 に毎行者の個印、使用者の記入する事項を打正した ときは、その集団に使用者の認知がないものは、使 69 この割引証は、記名人に限って使用できます。私し、 記名人であっても使用資料を欠った後は、使用でき (7) この新引展によって購入した新引を過剰率系は、こ の割引証の記名人以外の者は、使用できません。 60 この物別部によって購入した制引を通乗車等は、所 宮の証明書を携帯しないときは、使用できません。 又、証明書は、保具の請求があるときは見ぶしてく (※) この割引託の有効期間は、表記の期間(面積授業又 は試験原院の行日の19 日前から終了日の5日後ま

9.1cm

- 備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。
  - (2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地 上部に面接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面接 授業又は試験会場所在地住所を記入する。
  - (3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

(被救護者割引証)

第31条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、 当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の 種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは 付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにそ の代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運 賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

(この制引証の使用上の注意) (0) 資本担談会社の程定した施設に保護され、又は保護され る者が、片道又は往復の割引者通乗車券を購入する場合 又は被救護者がその付請人と同時に乗車券を購入する場 合に1回に限って使用することができます。 (2) この無引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (9) この無引託の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者 において記入(発布券の種類は、誤当のものを○で囲む。) し、又は押印していないものは、使用できません。 (0)この部引展に記入する事項を訂正したときは、その箇所 に発行者の程序のないものは、使用できません。 (3) この割引証は、記名人に限って使用できます。 但し、記 名人であっても使用資格を失った報は、使用できません。 60 この部引証によって購入した割引普通乗車券は、この割 引証の記名人以外の者は、使用できません。 (D)この割引証によって購入した割引普通乗率参は、所定の 旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、 無行証明書は、係員の請求があるときは、弘示してくだ (4) この部別話の有効期間は、発行の日から表記の有効期間 まで(1番月間)です。

9.1cm

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

# (通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月 有効の通勤定期乗車券を発売する。 種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは 付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにそ の代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運 賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。



(この割引証の使用上の注意)

- (1) 前市鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、月道又は任我の助引措達更多多を購入する場合 又は被救護者がその付添人の同時に要求多を購入する場合に1回に加って使用することができます。
- (2) この割引記は、銀行開始前に限って使用できます。
- (9 この割引証の記入事項(なわく内を除く、)は、発行者 において記入(後来多の種類は、誤当のものを○で図む。) し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この制引並に記入する事項を訂正したときは、その集所 に発行者の職用のないものは、使用できません。
- (3) この割引設は、記名人に限って使用できます。似し、記名人であっても使用資料を欠った後は、使用できません。
- 69 この割引証によって購入した割引者過剰率券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (5) この新引頭によって購入した割引音通乗率券は、所定の 練引返明券を携帯しないときは、使用できません。又、 練引返明券は、保資の資本があるときは、見示してくだ さい。
- (6) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限 まで(1億月限)です。

9.1cm

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

## (通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、定期乗車券 購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月 有効の通勤定期乗車券を発売する。

(1) 一般用

定期乗車券購入申込書 空欄に記入又は該当のものをのを○で囲んで下さい。 定期乗車券の 通 勤 · 通 学 · グリーン · 由手繰均一 展 ( お) 男・女 25 6 ご住 通勤先 · 用商先 又は学校名 ご利用区間 使用開始日 新規・継紋 有効期間 1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月 下標には記入しないで下さい。 乘水容器号 発 売 発行年月日 発行箇所 ΙK 延明表表分 義務課程・高等課程・普通職業訓練 12.5cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

表 定期乗車券購入申込書 空欄に記入又は該当のものをのを○で囲んで下さい。 定期乗車券の 通 動 ・ 通 学 ・ グリーン ・ 由手線均一 様(お)男・女 25 % (E )所 通勤先・用務先 又は学校名 #Esh) 使用圆轴目 67 55 50 50 1ヶ月 ・ 3ヶ月 ・ 6ヶ月 新班·斯拉 下欄には記入しないで下さい。 日まで 要水水路份 発 売 額 発行年月日 発行箇所 证明者番号 表示課程·高等課程·普通商業訓練

(1) 一般用

(裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

12.5cm

(2) 特殊用

表



備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

#### (通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
  - (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
  - (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

改正

(2) 特殊用

表

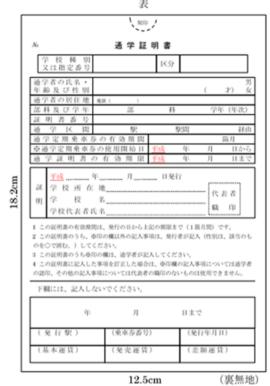


備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

#### (通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
  - (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
  - (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。



備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地 と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上 部に面接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面接授業又 は試験会場所在地住所を記入する。

(中略)

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。



備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地 と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上 部に面接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面接授業又 は試験会場所在地住所を記入する。

改正

#### 現行

(団体旅客運送の申込)

- 第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。
  - (1) 大口団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。
  - (2) 前号以外の団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から 14日前の日まで。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付ける ことがある。
    - (注)第2号の小口団体(普通団体)に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を14日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。
      - (例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで 受け付ける。
      - (例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

(団体旅客運送の申込)

- 第45条 第43条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、特に定める場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。
  - (1) 大口団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から2箇月前の日まで。
  - (2) 前号以外の団体にあっては、当該団体の始発駅出発日の9箇月前の日から 14日前の日まで。ただし、別に定める場合は、12日前の日まで受け付ける ことがある。
    - (注)第2号の小口団体(普通団体)に対する運送の申込みの受付期間(受付期限を14日前の日までとしたもの)の例を示せば、次のとおりである。
      - (例1) 9月15日に出発する場合は、前年12月15日から9月1日まで 受け付ける。
      - (例2) 11月30日に出発する場合は、3月1日から11月16日まで受け付ける。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合は、団体旅行申込書の提出を省略 することができる。

	現行
3	団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。
	žž.

FEA: (71) 0:E	th-c	様に記り 場合は、 だいたま	のうえ。 教育長又 8人情報は	お申込み は投資を ・必要なり	(ださい か込むと か込むと	L 10/0	6. PL	てください	受付 でください。) 第四 けき見びお客様へのご素語のために利用いたします。								
ふりか									18			中没年	BB	平成	#	Я	-
四 体	8								Я			· 東京行 購入日	許				
0.5	e a	MKE											8	ć	)		
B(1)		185.6										電 ( )					
美术人员	7		小児														
я в		(列	# 8	名 号 )	$\exists$		(発車	時期	)	利用施設	分期可	M H B	列	2 年 名(	布 列車器	星 号) (コ・	- 1
•	- 7	-1-1		-7-1	· [-	2-	i-r-		- 1 - 2			×	-7	111	-00	-1-1	-1
٠	- 3	-3-3		37.1	· : -		i-r-	٤-,	- <u>,</u> 2			٠	. 7	777	-5-5	-271	
*		-:-:		-7-1	· r -	٠,-	1-1-2	٤					- ~	-1-1	-5-5	-1-1	
·	:	-:::		-3-1	· : -	·	i-r-		- ; -)		Ц	٠		- 1- 1	-579	-3-1	-:
·		- 7 - 1	-5-5	-7-1	· : -	<u></u>	i-r-		-;·		Ц	٠	-7	77	-5-5	-3-1	-:
·		- ; - ;		-3-1	· : -	<u>-</u>	i-r-		- <u>;</u> -		Ц	٠	-	777	-570	-3:1	-:
٠	-:	-1-1		-7-T	· : -	· -:	i-r2	ڊ - <sub>1</sub>	-;-		$\parallel$		-7	7-1	-570	-7-1	-[
٠	:	- : - :		-1-1	· : -	<u></u>	i-r-						'n	777	-5-5	-7-1	- [
投番号			1,4	.59		2†	10	_		座番号			П	-			_
	収入予定	運賃 料金 計			-		+111	場合:	N. K存版: R本にた	1月	ısı.	月 日までに 大人 団体総含	_8	を望示	e	に済た	くたない
受付	_		版セ放セ	団グ	· 35		9	V.									

備考 3片制とする。ただし、この様式は必要に応じ、変更することがある。

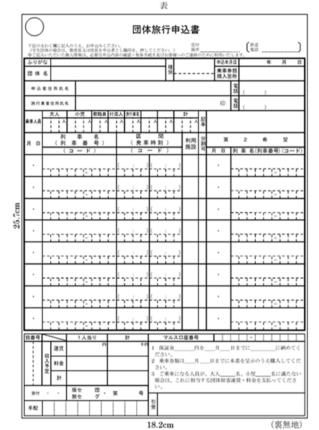
### (団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

(中略)

改正

3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。



備考 3片制とする。ただし、この様式は必要に応じ、変更することがある。

(団体旅客運送の予約)

第46条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合は、当社において、運輸上の支障のない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあっては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。



4 第3項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(中略)

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次

3 前各項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に、運送を引き受けた旨通知する。この場合、別に定める団体にあっては、次の様式による団体旅行引受書により通知することがある。



4 第3項の規定によって、団体旅行引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際、これを呈示しなければならない。

(中略)

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

第51条の2 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は利用施設の変更、一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次

の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取 消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障が ある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第46条第3項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

Γ	団体旅行変更・取消手配														
	変更機の	わく機に記入のうえ 汽車名および区間機 いただいた個人情報 Addres	II. ERICEA	してください。	飲き取り	交付 原道 原道 田田 日本									
Ш		8 3	M												
	中込	者住所氏名		8											
	旅行会	社住所氏名		10 II											
	変更	・取消理由	184												
Ш		 从 小2 都	enles des	28 (40%) 11		$\overline{}$	I POA	付造人 旅行業		$\overline{}$	=				
Ш	人員	77	A A	4 4 4	T										
	,	列 車 (列車番号)	6 区 (余司	類 利用 時期 設備	Ħ,	+					:				
			Ç:	Si			:::::	erro			П				
			Ç:	Çi	Г		r	C7-F7-			П				
25.7cm				( :	П						Н				
25			( :	7.	⊬	- [ ]	F3:T:	ETT	111	111	$\dashv$				
			( :	5:	L	- 7-	m	E17677	TŤ	ΤΪ	Ц				
			( :	5:	L	-7-	m	erro	TÜ	TIT	Ш				
			( :	Si		- 7-	m	erm	TIT	TIT					
			Ç i	Si	Г		m	erm	111						
			ζ:	Çi	Г	- 3-	1771	E1717			П				
- 1	=	_	10. 1		_				1 1 1 1		$\equiv$				
	<u> </u>	1	127		$\dashv$	-		- :			_				
	H	- *		$  \   \  $		-	取 その海 他	人员	利 区 用 施 間	東京日本					
	;		tt	†††	1	31					$\dashv$				
		162				类									
L					0.0.					/ Y85.6s					

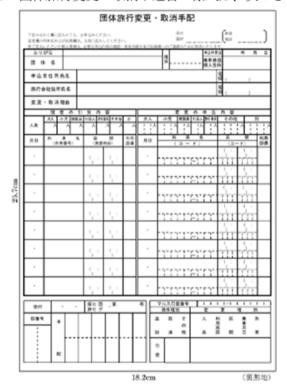
備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(中略)

改正

の各号に定めるところによるほか、特に定める場合を除き、団体旅行変更・取 消申込書を提出して、その変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障が ある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合で第46条第3項の規定により団体旅行引受書の交付を受けているときは、当該団体旅行引受書を併せて提出する。
- (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅行変更・取消申込書の様式は、次のとおりとする。

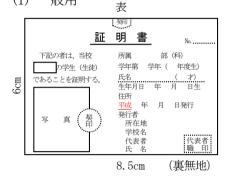


備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

## (通学定期乗車券等の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

## (1) 一般用



### 裏

- (注 意)
  (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用書房|乗車券|
  によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求が
  あるときは、いつでも呈示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできたい。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け 出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は 卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行 者に返さなければならない。

## (2) 通学定期乗車券購入兼用



(中略)

## (学生用割引乗車券等の効力)

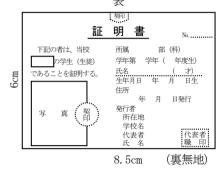
第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割 引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発 行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

#### 改正

# (通学定期乗車券等の効力)

第 170 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

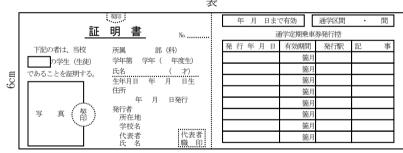
#### (1) 一般用



惠

- (ロ) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券 によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求が あるときは、いつでも显示しなければならない。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け 出なければならない。
- (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は 卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行 者に返さなければならない。

## (2) 通学定期乗車券購入兼用



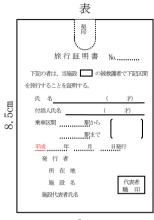
17cm

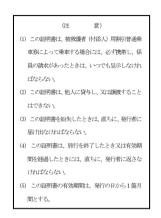
(中略)

## (学生用割引乗車券等の効力)

第171条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割 引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発 行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。





6cm

備考 (1) 内には、指定番号を表示する。

- (2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ 往復の別を表示する。
- 3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

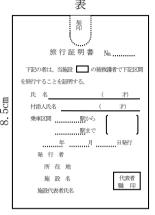
(中略)

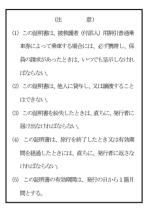
(乗車券類の表示事項)

- 第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。
  - (1) 旅客運賃・料金額
  - (2) 有効区間
  - (3) 有効期間
  - (4) 発売日付
  - (5) 発売箇所名

#### 改正

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者又は付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。





ocm.

備考 (1) 内には、指定番号を表示する。

- (2) 乗車区間欄末尾のかっこ内には、片道・往復又は付添人だけ 往復の別を表示する。
- 3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

(中略)

(乗車券類の表示事項)

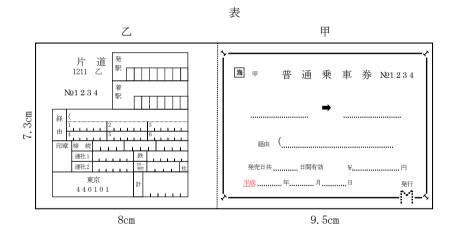
- 第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。
  - (1) 旅客運賃・料金額
  - (2) 有効区間
  - (3) 有効期間
  - (4) 発売日付
  - (5) 発売箇所名

- **2** 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。
  - (1) 臨時に発売する乗車券類
  - (2) その他特殊の乗車券類

(中略)

(補充片道乗車券の様式)

第 191 条 補充片道乗車券の様式は、次の各号のとおりとする。 大人用・小児用



(中略)

(常備往復乗車券の様式)

第193条 常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

### 改正

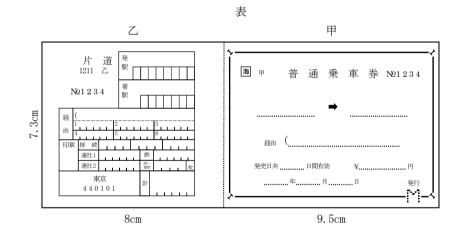
- 2 前項第3号及び第4号について、元号表示のものを西暦表示に、西暦表示の ものを元号表示とすることがある。
- **3** 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。
  - (1) 臨時に発売する乗車券類
  - (2) その他特殊の乗車券類

(中略)

(補充片道乗車券の様式)

第191条 補充片道乗車券の様式は、次の各号のとおりとする。

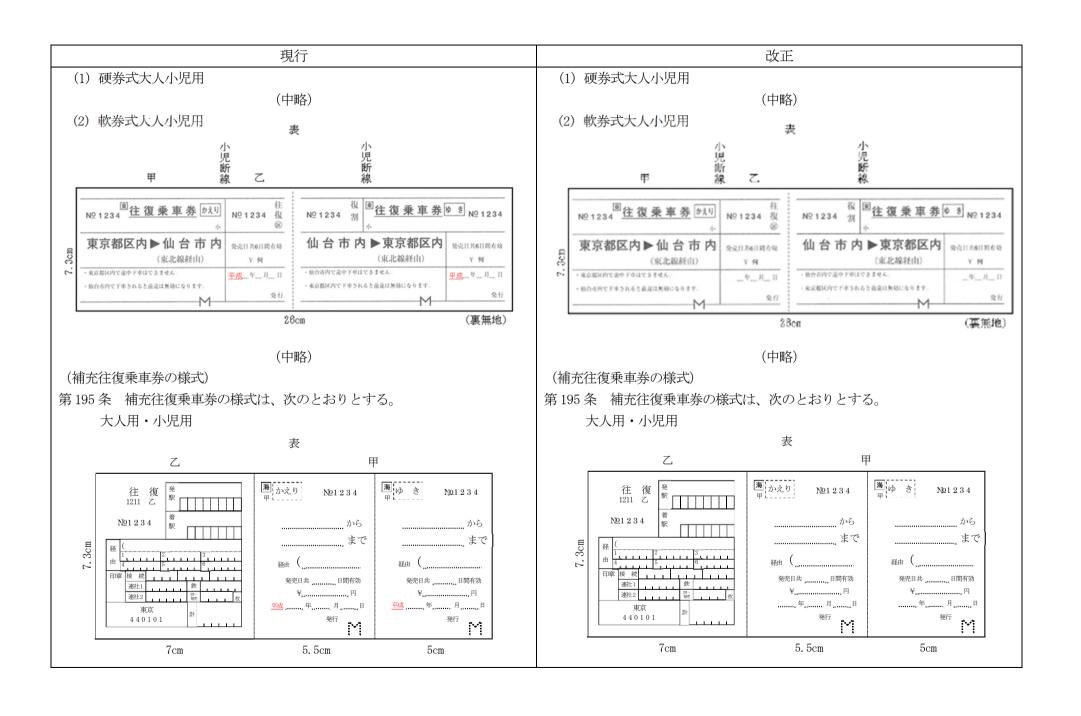
大人用・小児用



(中略)

(常備往復乗車券の様式)

第193条 常備往復乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。



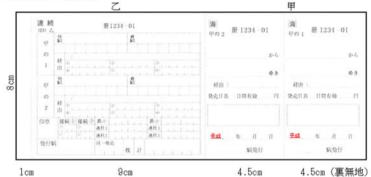
現行 改正 (中略) (中略) (常備連続乗車券の様式) (常備連続乗車券の様式) 第196条 常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。 第196条 常備連続乗車券の様式は、次のとおりとする。 大人小児用 大人小児用 表 表 西 Nº 0012の1 西 Nº 0012の2 西 Nº 0012の2 西 Nº 0012の1 伊勢市 から 大阪 から 伊勢市 から 大阪 から 伊勢市 ゆき 東京都区内ゆき 東京都区内ゆき 伊勢市 ゆき 亀山・名古屋経由 京都・草津・亀山経由 亀山・名古屋経由 京都・草津・亀山経由 発売日共6日間有効 何円 発売日共6日間有効 何円 発売日共6日間有効 何円 発売日共6日間有効 何円 東京都区内下車前途無効 東京都区内下車前途無効 大阪・伊勢市・東 京 都区内 大阪・伊勢市・東 京 都区内 大阪・伊勢市・東 京 都区内 大阪・伊勢市・東 京 都区内 年 月 日 <u>平成</u> 大阪駅発行 大阪 • 平成 • 柳区内 年 月 日 大阪駅発行 小 / 少数市 · 都区内 大阪駅発行 4.5cm (裏無地) 4.5cm 4.5cm 小児 粉線 4.5cm (裏無地)

#### 第197条 削除

(補充連続乗車券の様式)

第198条 補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用・小児用



備考 必要に応じ、甲片の裏面に、第195条の様式の裏面の 表示事項を印刷する。

#### 第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

- 第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

東 通学定期 1 98 FI 日まで No 平成 年 月 日 東神奈川駅発行 8.5cm

とき の 実施の表示単発を対り消し、又は変更して使用されたとき へ 区間か通数しな。他の乗車等をおけば使用し、その各等に表示された区間 と区間との時を無に乗車なれたとき の 不要ぶるった場合は、使用された日数(「個月お攤は1億月に切け)相当の定 別解各業度と手数長とを売りまり、実施を扱っせたします。 はいもどし類 関係を運費と手数長とを売りまり、実施を扱っせたします。 はいもどし類 がない場合もあります。) (7) 有効期間が切れたら直ちにお返しください。

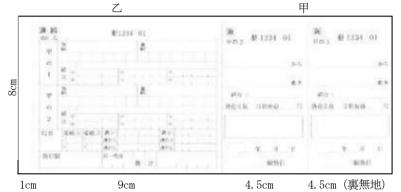
第197条 削除

(補充連続乗車券の様式)

第198条 補充連続乗車券の様式は、次のとおりとする。

大人用·小児用

改正



必要に応じ、甲片の裏面に、第195条の様式の裏面の 表示事項を印刷する。

# 第2款 定期乗車券の様式

(常備定期乗車券の様式)

- 第199条 常備定期乗車券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 通勤・通学定期乗車券大人用・小児用

蹇 滑华证别 日まで No 版 ..... 才 42 東神奈川駅発行 55 8.5cm

(1) 急行所率等例の料金を必要とする列車に乗車される場合は、包行券等のほか 乗車券をおおがください。ただし、別に指定した時色・参行列車の一部区間につい ては、急行券をおおめのうえ乗車できます。 (2) 近辺間は、対した場合をおおめください。 (3) 週間間は、全計事件に、回路の反応解棄・郷土、保局から部分があるときは、 (4) 列車の運作をはこれり引き続きる日間以上使用できたかった場合は、有効期間 が差と等の影響、やくせします。 たは、過俗に明年年料でスツでは、選手作せとなった課機制の区間についでも りたします。ため、上さり、これをしてを一部機関を国立協定して使用され (5) 勢高部機等原と、ケビスト、側面に標準等に造りてで開くしてで期間の 全区がかりを通常を設定したが開きませいて乗りた。 (4) 利用機能による、年齢、乗車の時でも必り事実を傷って購入して使用された とき。 ・ 世別が成、ため、中華、米年の同で、地グルンドの「株人したけっている」 ・ お着いが大手が単位のは同じ、フルスを関して使用されたとき ハ 区間が連続した。地の末年券をおっせ使用し、その各券に表示された図の 定に関したの間を無して乗せなれたとき (6) 不要いたった場合は、使用なけた日報(1億月末期は1億月1月月1日日間) 別解答案選集と事務とを差別が必要能を加めてしてします。 促かるとし額 が解答案選集と事務とを差別が必要能を加めてしてします。 促かるとし額 がない場合もあります。) (7) 有効期間が切れたら直ちにお返しください。

裏

- 通勤定期乗車券にあっては、裏面の注意事項の第3号を次のように 改めたものとする。
  - (3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見 せ下さい。
- (2) 特別車両定期乗車券大人用・小児用

■ グリーン定則 1 四月 京 6cm No 45, [1]

8.5cm

鎌倉 駅発行

- (1) 普通回域のグリーン車にお乗りにプロミナ、急行を登替例が料金を必要とする列車に乗車を打る場合は、グリーン券・急行等学がおう乗車券をお求めたださいただし、別は前にした特色・急行列車の一部四間とハマは、急行券をお求めのうえ乗車できま、別に入場券をお求めたださい。(2) 近辺が震ま、別に入場券をお求めたださい。(3) この方面等地は、より上来をとき、自由以上提出できたかった場合は、有効期間が表しま、連続手機をは、大い大いは、運行体ととなった連続機関の区間にスイでもこの環境・センドします。 ク新回返車のにしたがっては、運行体となった連続機関の区間にスイでもこの環境・センドします。 ク新回返車のにしたがっては乗りたがきい、券回返機車項に選びて使用されたり、外のような場合は、不正来北として乗車券を無効として同収し、その期間の全気から増加を構造を減さしたでは、米のような場合は、手機・乗車の両につかって購入して使用されたり、後のような場合は、事業、乗車の両につかって乗を告めたして同収し、その期間の全気から関係を開発し、日本のよりに対しませない。 とき からの表示中級をかり消し又は次使して使用されたとき ハ 医師の表示中級をかり消しているの本事を含みて使用し、その各勢けに表示された区間 たに関いる機能は不幸された区間 たい間という 日本の本で 一般である。 不知しなって場合は、使用されては 敬 (1 種) 本郷は (1 種) 本の という ない 報告もあります。 (4 本) もどし類 がない 報告もあります。 (4 本) もどし類 がない 報告もあります。 (4 本) もどし類 がない 報告もあります。
- (3) 特殊均一定期乗車券大人用

平成 年 月 日

表 1 简月 東 特殊均一定期 左図の東京山手線 内各駅間有効。 月 日から 平成 年 月 日 目無駅発行

8.5cm

裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

改正

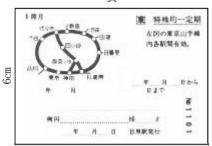
- 通勤定期乗車券にあっては、裏面の注意事項の第3号を次のように 改めたものとする。
  - (3) この定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見 せ下さい。
- (2) 特別車両定期乗車券大人用・小児用



8.5cm

裏

- (3) 特殊均一定期乗車券大人用

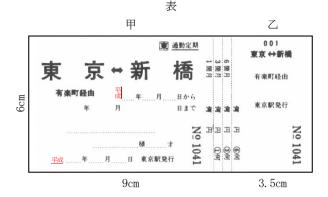


8.5cm

裏面に、通勤定期乗車券の裏面の注意事項を印刷する。

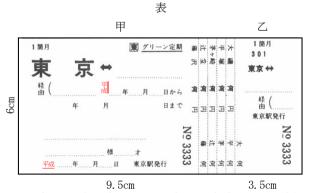
### (準常備定期乗車券の様式)

- 第 200 条 準常備定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次の各 号に定めるとおりとする。
  - (1) 期間指定式大人用・小児用



備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

#### (2) 区間指定式大人用・小児用

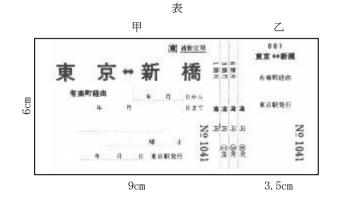


備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

### 改正

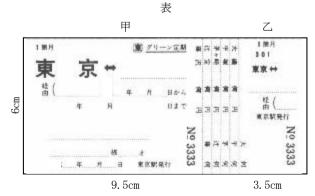
### (準常備定期乗車券の様式)

- 第200条 準常備定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 期間指定式大人用・小児用



備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

## (2) 区間指定式大人用・小児用



## 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(3) 通学区分指定式大人小児用

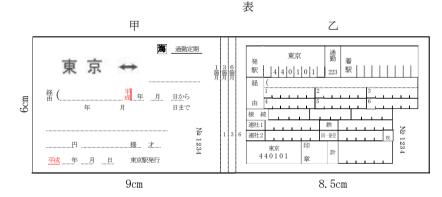


備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(補充定期乗車券の様式)

第 201 条 補充定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次のとお 第 201 条 補充定期乗車券(特殊均一定期乗車券を除く。)の様式は、次のとお りとする。

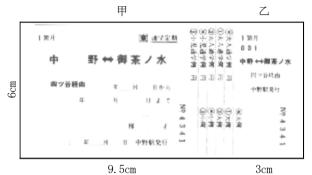
大人用・小児用



備考甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

改正

(3) 通学区分指定式大人小児用

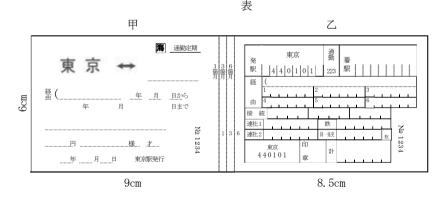


備考甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

(補充定期乗車券の様式)

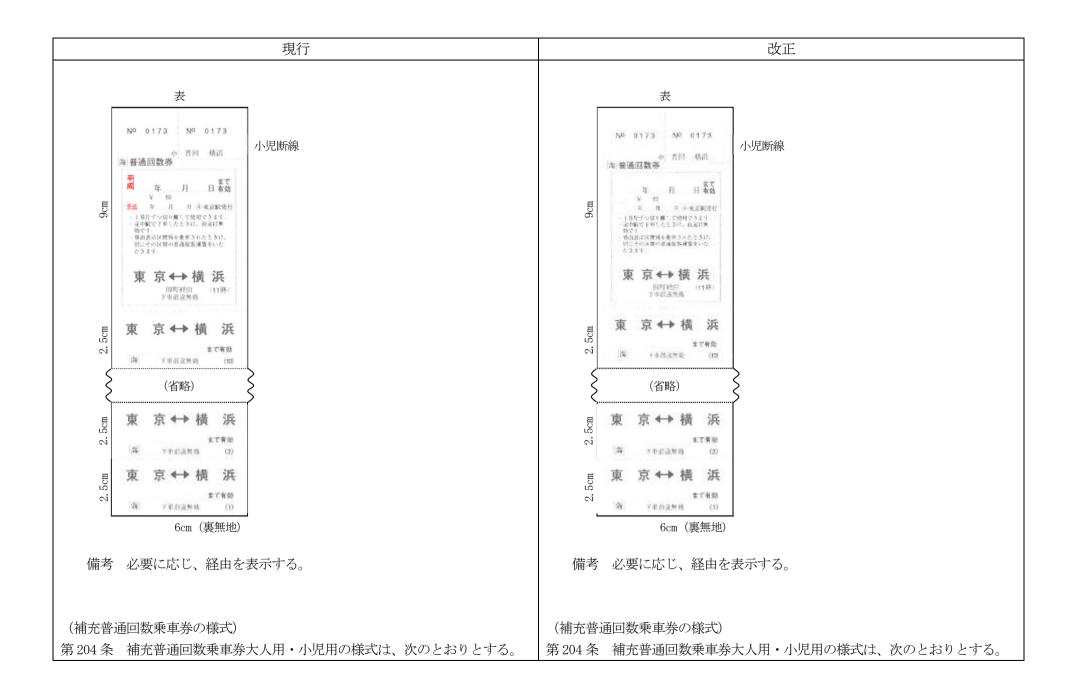
りとする。

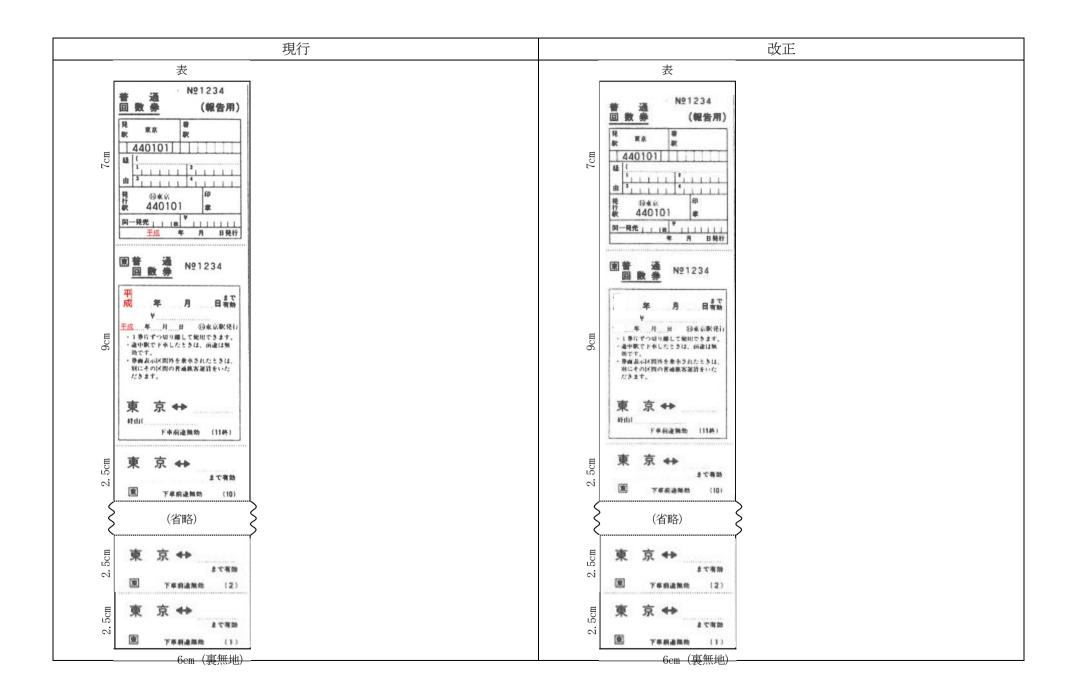
大人用・小児用

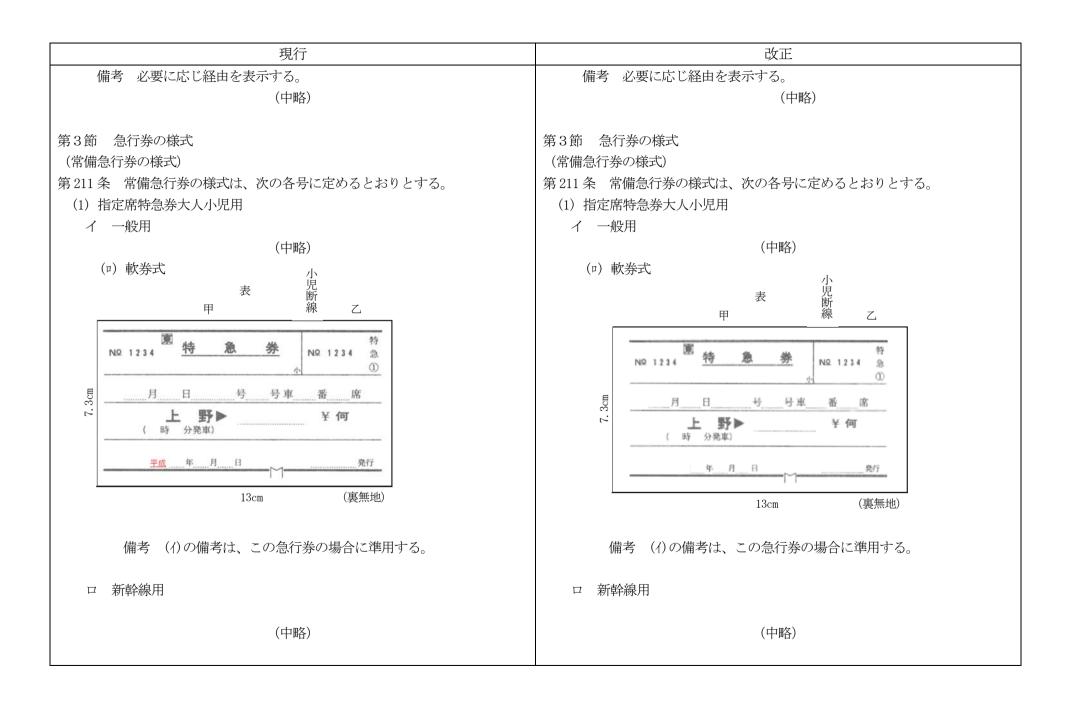


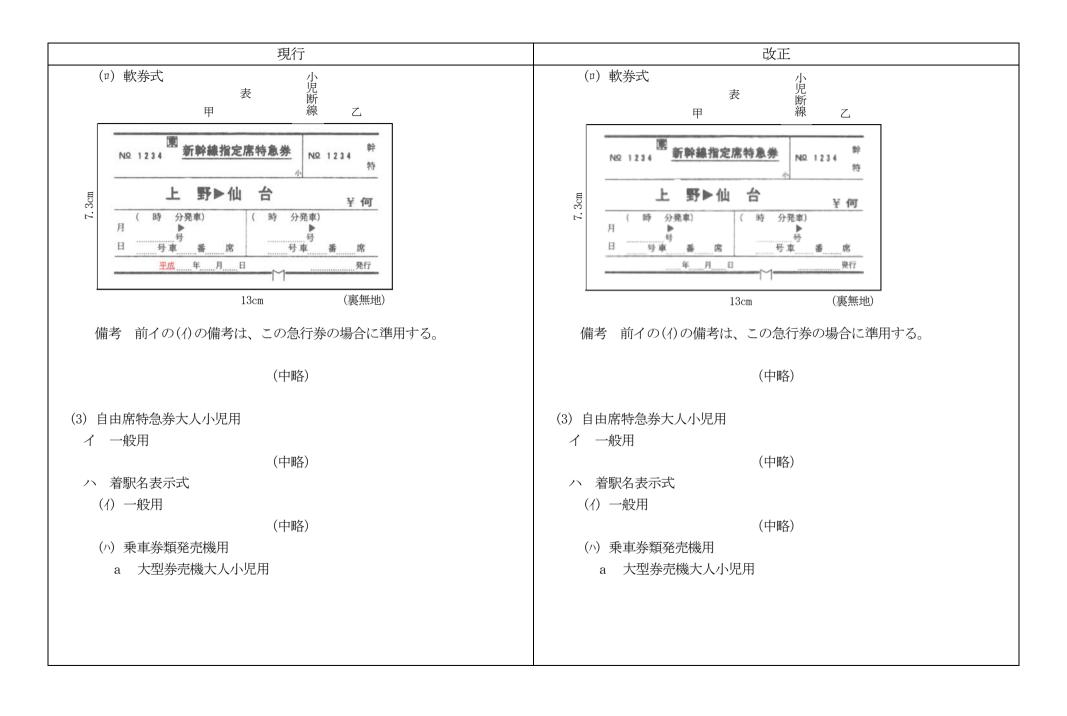
備考 甲片の裏面に、所定の注意事項を印刷する。

現行	改正
(中略)	(中略)
第3款 普通回数乗車券の様式 (常備普通回数乗車券の様式)	第3款 普通回数乗車券の様式 (常備普通回数乗車券の様式)
第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。 (1) 一般用	第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。 (1) 一般用







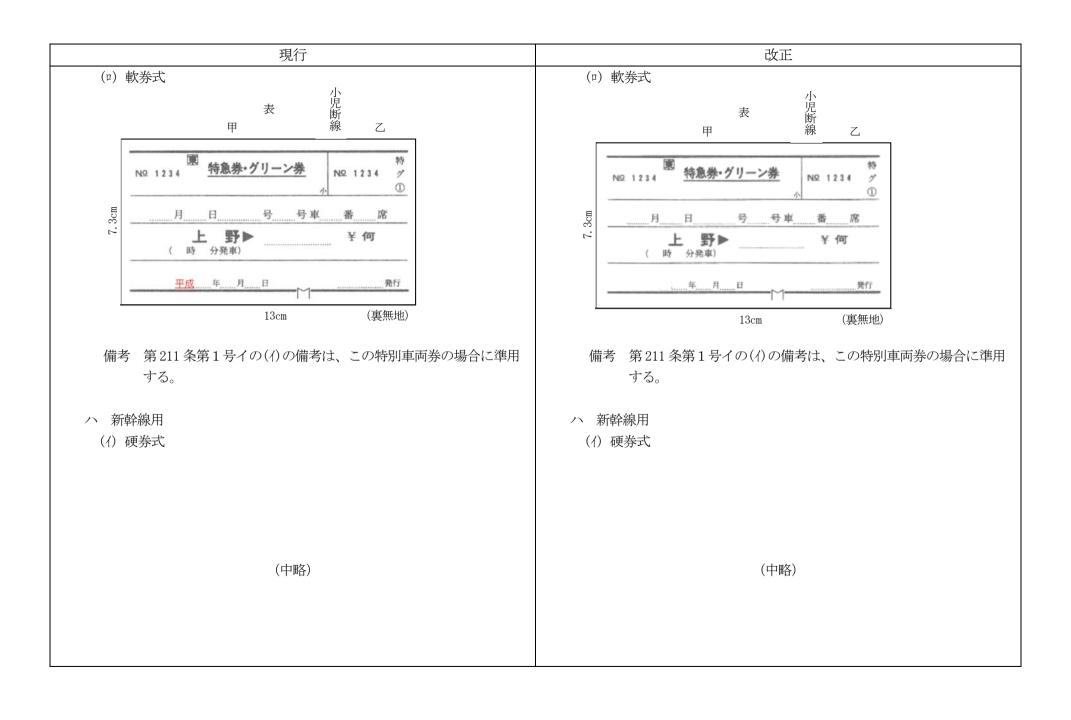


現行 改正 表 表 湯 53355 湯 53355 名古居▶憶 多 名古屋▶博 多 5cm ● 発売当日即り有効 発売当日限り有効 ●途中出場できません。 ●途中出場できません。 62.-4.19 名古屋駅発行 2018.-4.-1 名古屋駅発行 5.75cm (裏無地) 5.75cm (裏無地) 備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。 備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。 (注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条 (注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条 第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により 第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により 表示される。 表示される。 (中略) (中略) 第4節 特別車両券の様式 第4節 特別車両券の様式 (常備特別車両券の様式) (常備特別車両券の様式) 第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券 第214条 常備特別車両券(第63条の規定により発売する急行・特別車両券 (A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (A)を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 急行列車用(大人小児用) (1) 急行列車用(大人小児用) イ 指定席一般用 イ 指定席一般用

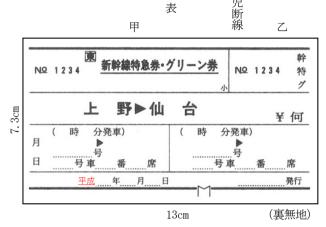
(4) 硬券式

(中略)

(イ) 硬券式



(1) 軟券式



現行

- 備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(4) の備考は、この特別車両券の場合に進用する。
  - (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

(中略)

第6節 座席指定券の様式

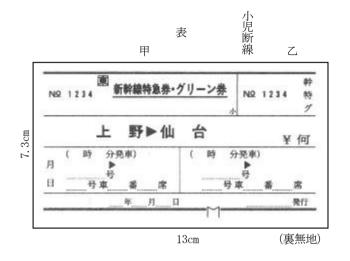
(常備座席指定券の様式)

- 第219条 常備座席指定券(第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 一般式急行列車用(大人小児用)

イ 硬券式

改正

(口) 軟券式



- 備考 (1) 第 211 条第 1 号イの(4) の備考は、この特別車両券の場合に準用する。
  - (2) 必要に応じ、一部区間を特別車両以外の座席車に乗車用のものを印刷する。この場合、「何何間普通車」の例により印刷する。

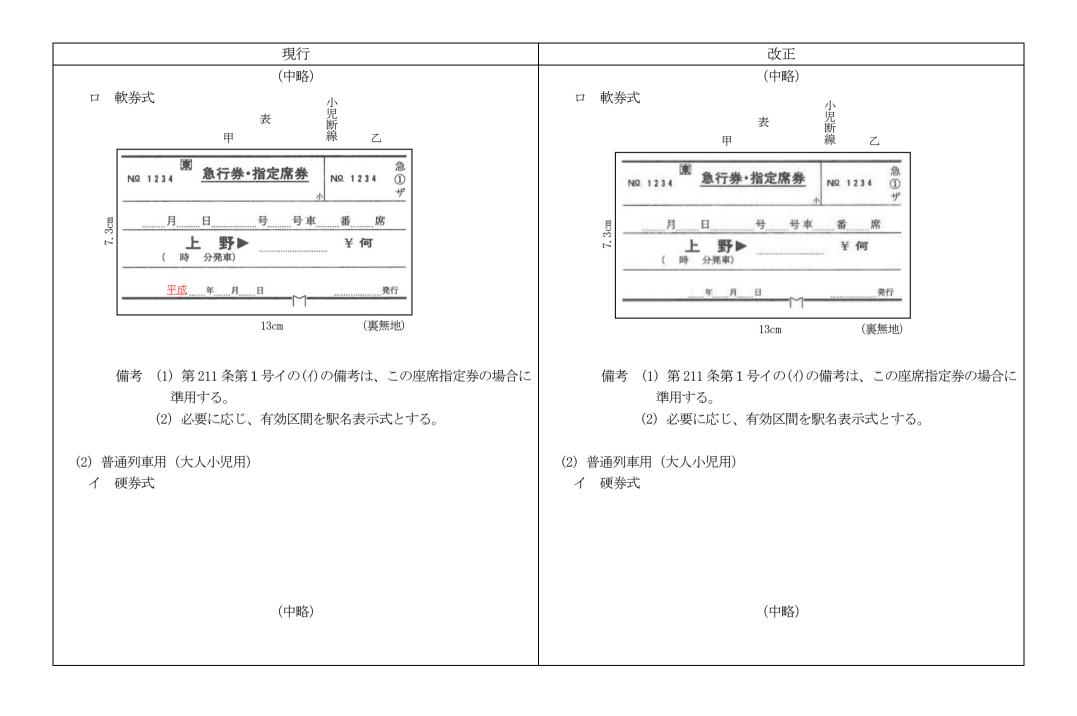
(中略)

第6節 座席指定券の様式

(常備座席指定券の様式)

- 第219条 常備座席指定券(第63条の規定により発売する急行・座席指定券を含む。)の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 一般式急行列車用(大人小児用)

イ 硬券式



現行 口 軟券式 小児断線 表 指定席券 NO 1234 号 号車 月 日 ¥ 何

( 時 分発車)

備考 (1) 第211条第1号イの(4)の備考は、この座席指定券の場合に 準用する。

Z

(裏無地)

(2) 必要に応じ、前号イの備考第2号を準用する。

(中略)

13cm

#### (特殊共通券の様式)

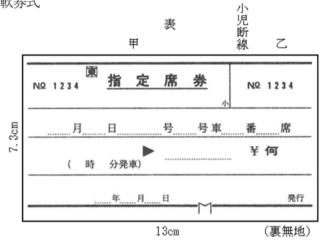
- 第222条の2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急 行券、特別車両券(急行・特別車両券(A)を含む。)、寝台券(急行・寝台券を含 す。)、座席指定券(急行・座席指定券を含む。) 又は別に定める乗車券類とし て発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりする。
  - (1) 常備式

イ 定期乗車券用

イ以外の乗車券類用

改正

口 軟券式



- 備考 (1) 第211条第1号イの(4)の備考は、この座席指定券の場合に 準用する。
  - (2) 必要に応じ、前号イの備考第2号を準用する。

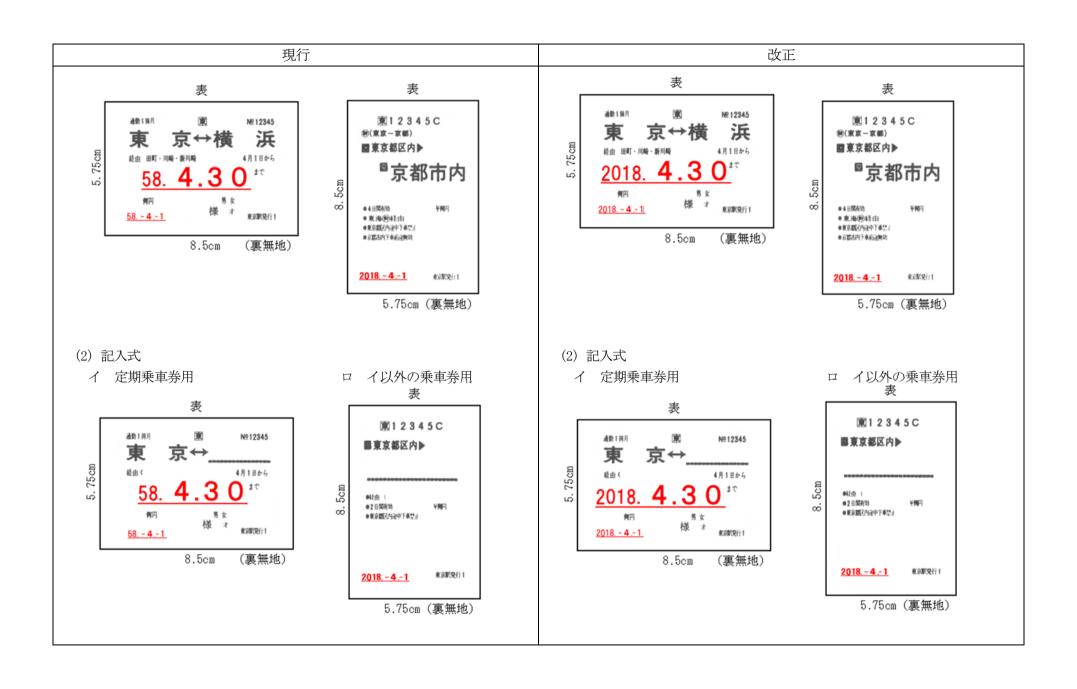
(中略)

#### (特殊共通券の様式)

- 第222条の2 特殊共通券は、普通乗車券、定期乗車券、自由席特急券、普通急 行券、特別車両券(急行・特別車両券(A)を含む。)、寝台券(急行・寝台券を含 す。)、座席指定券(急行・座席指定券を含む。) 又は別に定める乗車券類とし て発売するものとし、その様式は、次の各号のとおりする。
  - (1) 常備式

イ 定期乗車券用

イ以外の乗車券類用



備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上 部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部 余白に表示する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

- 第225条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 出机補充券及び改札補充券

裏

(ご 案 内)
(1) 発釈で以は常邪が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横原市内・川崎・ 総見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北 九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その 区間吟による「旅客鉄」直会社線各駅で乗車又は下車できますが、これら の各駅で下車したときは、前総は無効となります。

なお、大阪市内と表示されている場合は新加美駅、神戸市内と表示 されている場合は単線駅、福岡市内と表示されている場合は延時駅、 下山門駅、今市駅、九大学時部1両及び開 約号割は含まれません。ま た、横浜市内と表示されている場合は川崎・鶴見線内を、広島市内と表 示されている場合は毎田市駅及7両半線を含みます。

- (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、 大阪、福岡、新潟及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途針無効です。
- (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご 乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券 については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車で きます。

1. 3cm 8. 2cm

- 備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあっては、 表面の「東京駅也発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、 共用とするものにあっては、「何駅発行」の例によって表示す る。
  - (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

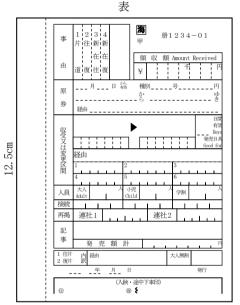
改正

備考 往復乗車券、連続乗車券及び小児用の乗車券類に対する記号は、上 部余白に表示し、割引、後払及び免税の取扱いに対する記号は下部 余白に表示する。

(中略)

(一般用特別補充券の様式)

- 第225条 一般用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 出札補充券及び改札補充券



裏

(ご 案 内)
(ご 案 内)
(1) 発展又は郷砂、札幌市内、山台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・ 鏡見線外、名古屋市内、京都市内、大坂市内、神戸市内、広島市内、北 九州市内、福岡市内以は東京山下線内と表示されている場合は、その 区間内にある所を修道会計線各類で乗車又は下車できますが、これら の名歌で下車したときは、前途出策めたひります。

なお、大阪市やと表示されている場合は新加美駅、神戸市やと表示 されている場合は道場駅、福岡市かと表示されている場合は延崎駅、 下山門駅、今宿駅、九大学都都市場及7周 船寺駅は含まれません。ま 、横浜市かと表示されている場合は川崎・鶴泉線かな、広島市かと表 示されている場合は毎田市駅及7時半駅を含みます。

- (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、 大阪、福岡、新場及び仙台近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。
- (3) 自由席特急券、普通急行券又はグリーン券として発行したものは、ご 乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券 については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車で ますす

1. 3cm 8. 2cm

- 備考 (1) この様式は、出札補充券のものとし、改札補充券にあっては、 表面の「東京駅也発行」を「東京駅改発行」と表示し、また、 共用とするものにあっては、「何駅発行」の例によって表示す る。
  - (2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

| Table | Ta

(乗車変更専用特別補充券の様式)

- 第227条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 区間変更用
    - イ 乗車券用
      - (4) 硬券式大人小児用

(中略)

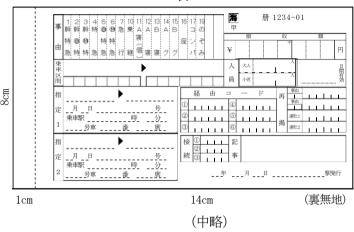
(p) 軟券式大人用・小児用 素



(2) 料金専用補充券



改正



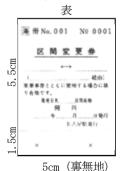
(乗車変更専用特別補充券の様式)

第227条 乗車変更専用特別補充券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 区間変更用
  - イ 乗車券用
    - (4) 硬券式大人小児用

(中略)

(p) 軟券式大人用·小児用



備考 必要に応じ、一部様式を変更することがある。

(中略)

(3) 別涂乗車復路用

イ 硬券式大人小児用

(中略)

ロ 軟券式大人用・小児用

表



(中略)

(無賃送還の取扱方)

- 第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。
  - (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅(当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅)までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車(急行列車を除く。)に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、<u>急行券及び特別車両券を使用して乗車した旅客については、</u>次により無賃送還区間を急行列車又は特別車両により乗車させることがある。

改正

備考 必要に応じ、一部様式を変更することがある。

(中略)

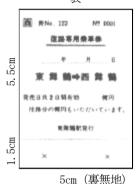
(3) 別途乗車復路用

イ 硬券式大人小児用

(中略)

ロ 軟券式大人用・小児用

表



(中略)

(無賃送還の取扱方)

- 第284条 第282条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。
- (1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅(当該乗車券が発駅共通のものであるときは、発駅共通区間内の旅客の希望駅)までの区間(以下「無賃送還区間」という。)を最近の列車(急行列車を除く。)に乗車する場合に限り取り扱う。ただし、次により無賃送還区間を急行列車、特別車両又はコンパートメント個室車により乗車させることがある。

- イ 急行券を<u>使用した</u>旅客については、急行列車により、当該急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を<u>使用した</u>旅客は特別 急行列車に乗車することはできない。
- ロ 特別車両券 (グランクラスに有効な特別車両券を除く。) 又はコンパートメント券を使用した旅客については、特別車両 (グランクラスを除く。) 又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。
- ハ グランクラスに有効な特別車両券を使用した旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラスに乗車できないときは、適宜の旅客車による。

- (2) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車により乗車させることがある。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

改正

- イ 急行券を<u>使用し乗車していた</u>旅客については、急行列車により、当該 急行券の発駅までの区間。ただし、特別急行券以外の急行券を<u>使用し乗</u> 車していた旅客は特別急行列車に乗車することはできない。
- ロ 特別車両券 (グランクラスに有効な特別車両券を除く。) 又はコンパートメント券を使用し乗車していた旅客については、特別車両 (グランクラスを除く。) 又はコンパートメント個室車により、当該特別車両券又はコンパートメント券の発駅までの区間。ただし、乗車する列車に相当の旅客車がないとき又は満員等により相当の旅客車に乗車できないときは、適宜の旅客車による。
- ハ グランクラスに有効な特別車両券を<u>使用し乗車していた</u>旅客については、グランクラスにより、当該特別車両券の発駅までの区間。ただし、 乗車する列車にグランクラスがないとき又は満員等によりグランクラス に乗車できないときは、適官の旅客車による。
- (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、旅客が急行券を既に使用した場合で あっても、係員がその事実を認定したときは、当該急行券の発駅までの区 間を、急行列車により乗車させることがある。ただし、原乗車券の区間に おいて途中下車をしていた場合は、最近の下車駅までの区間に限る。
- (3) 無賃送還は、乗車券の券面に表示された経路によって取り扱うものとする。ただし、やむを得ない事由によって乗車券に表示された経路により無賃送還の取扱いができないときは、他の経路の列車により乗車させることがある。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

(中略)

(東京駅<u>又は新大阪駅</u>着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に 対する料金の払いもどしの特例)

第290条 東海道本線(東海道本線(新幹線)を含む。)を経由する急行列車の 急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東 京駅若しくは新橋駅又は新大阪駅とするものにあっては、第282条の2の規 定により、品川駅と東京駅又は大阪駅と新大阪駅との区間が乗車できなくな った場合(当該区間のうち一部が乗車できなくなった場合を含む。)の急行 券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の払いもどしについては、運行不能 となった駅を当該急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の下車駅とし て取り扱うものとする。この場合、すでに収受した急行料金又は特別車両料 金とすでに乗車した区間に対する急行料金又は特別車両料金とを比較して過 剰額の払いもどしをする。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

- 第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、 1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 普通入場券

改正

(東京駅着となる急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券に対する料金の 払いもどしの特例)

第290条 東海道本線(東海道本線(新幹線)を含む。)を経由する急行列車の 急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券を所持する旅客で、下車駅を東 京駅又は新橋駅とするものにあっては、第282条の2の規定により、品川駅 と東京駅との区間が乗車できなくなった場合(当該区間のうち一部が乗車で きなくなった場合を含む。)の急行券、特別車両券、寝台券又は座席指定券の 払いもどしについては、運行不能となった駅を当該急行券、特別車両券、寝 台券又は座席指定券の下車駅として取り扱うものとする。この場合、すでに 収受した急行料金又は特別車両料金とすでに乗車した区間に対する急行料金 又は特別車両料金とを比較して過剰額の払いもどしをする。

(中略)

(入場券の種類及び料金)

- 第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、 1枚について次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 普通入場券

(中略)

3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

表

O

定期入場券購入申込書

(定期入場券原票)

定期入場券使用者
((出卵)
(氏名)

(氏名)

(氏名)

日 まで有効

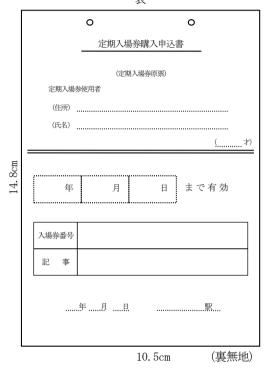
入場券番号
記 事

平成 年 月 田 …… 駅……

(中略)

(入場券の様式)

第298条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通 入場券にあってはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券 にあってはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれ ぞれ記入したものとする。 3 定期入場券を購入しようとする者は、次の様式による定期入場券購入申込書に使用者の住所・氏名及び年齢を記入のうえ、提出しなければならない。



(中略)

(入場券の様式)

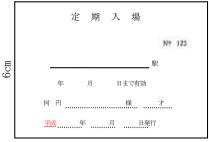
第298条 入場券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。この場合、普通 入場券にあってはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券 にあってはその所定欄に駅名、有効期限、氏名、年齢及び発行年月日をそれ ぞれ記入したものとする。

(1) 普诵入場券

(中略)

(2) 定期入場券(大人用・小児用)

表



8.5cm

裏

- (ご案内)
- 1 入出場の際は、必ず係員にお見せください。
- 2 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、必ずお返しく
- 3 列車内には立ち入ることができません。
- 4 次のような場合は、入場券を無効として回収し、所定の料金をい ただきます。
- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用されたとき。 (2) 発売駅以外の駅で使用されたとき。
- (3) 記名人以外の者が使用されたとき。 (4) その他不正の手段として使用されたとき。
- 5 入場券を不正使用されたときは、以後発売を停止することがあ

ります。

備考 (1) 表面に淡紫青色で第186条の字模様を印刷する。

- (2) 必要により駅名を印刷する。
- (3) 第223条第6号に規定する特殊指定共通券の様式を使用するこ とがある。

(中略)

(普通手回り品切符)

第310条 第309条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を 車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交 付する。

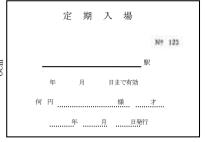
改正

(1) 普通入場券

(中略)

(2) 定期入場券(大人用・小児用)

表



8.5cm

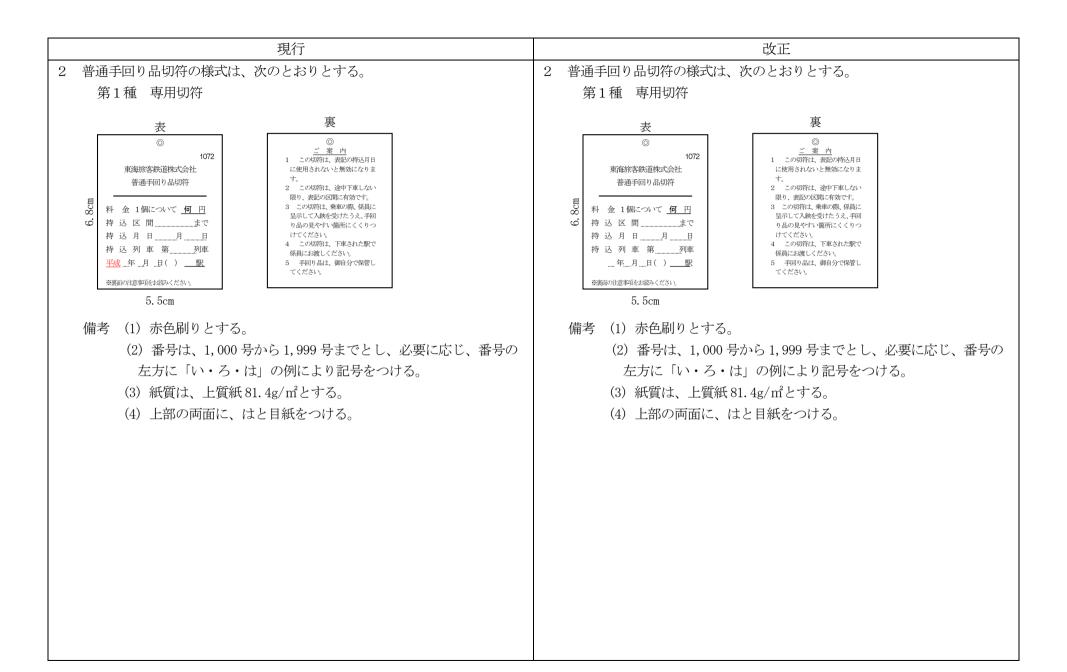
- (ご案内) 1 入出場の際は、必ず係員にお見せください。
- 2 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは、必ずお返しく
- 3 列車内には立ち入ることができません。
- 4 次のような場合は、入場券を無効として回収し、所定の料金をい ただきます。
- (1) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用されたとき。
- (2)発売駅以外の駅で使用されたとき。 (3) 記名人以外の者が使用されたとき。
- (4) その他不正の手段として使用されたとき。
- 5 入場券を不正使用されたときは、以後発売を停止することがあ

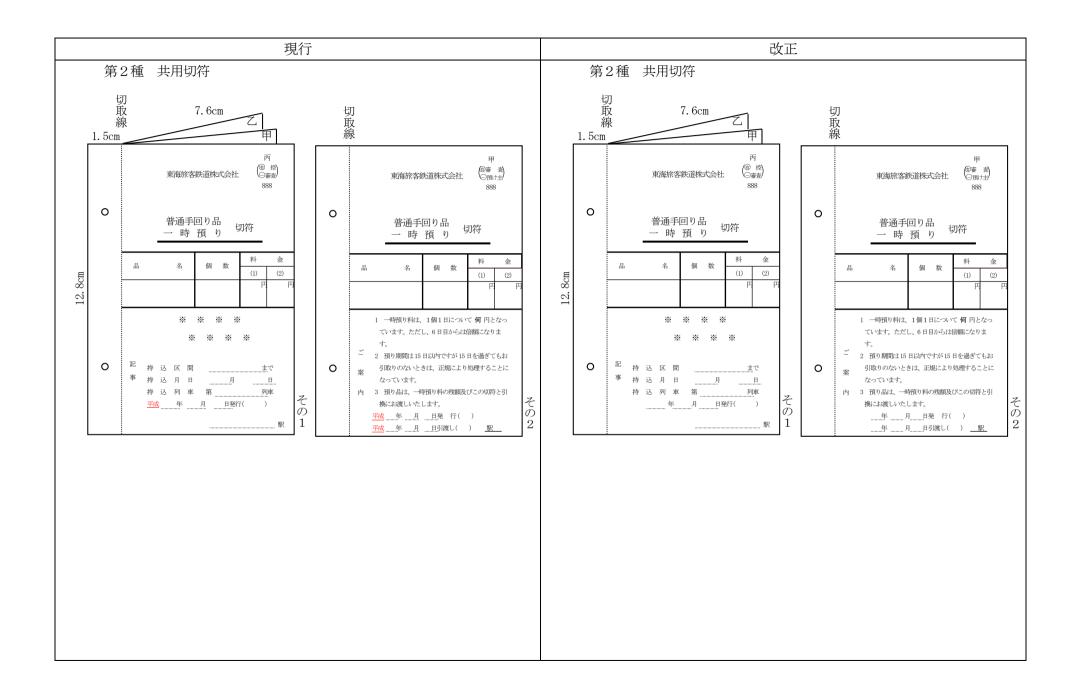
- 備考 (1) 表面に淡紫青色で第186条の字模様を印刷する。
  - (2) 必要により駅名を印刷する。
  - (3) 第223条第6号に規定する特殊指定共通券の様式を使用するこ とがある。

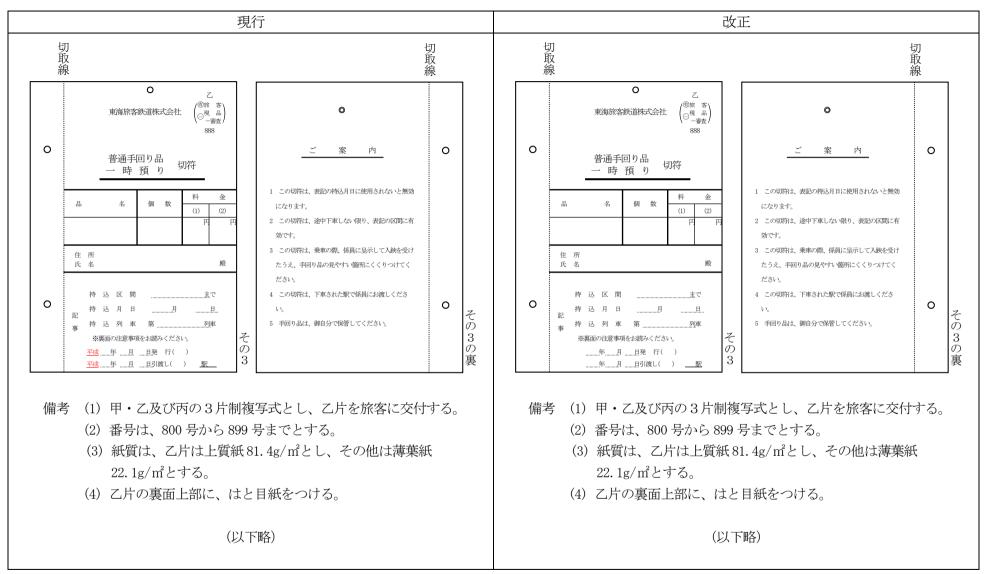
(中略)

(普通手回り品切符)

第310条 第309条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を 車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符又はこれに代わる証票を交 付する。







#### 附則

この通達は、平成30年3月17日から施行する。ただし、第284条に係る改正は平成30年3月17日乗車となるものから施行し、第290条に係る改正は平成30年4月1日乗車となるものから施行する。